

Instagram 山梨県の食育インスタグラム開設しました!! Instagram



やまなし食育推進マスコット
ふじぺろりん

食育推進マスコット「ふじぺろりん」が、食に関する情報(食育・食品ロス・食品表示等)や、「やまなし食育推進応援団」登録事業者の食育活動等の紹介をしています!

アカウント名:【公式】山梨県の食育
ユーザー名:@yamanashi_shokuiku

ぜひフォローをお願いします♪♪



Instagramイベント「ふじぺろりんを探せ!」を実施します

「ふじぺろりん」が、突然どこかへ行ってしまいました...
皆さまの力で「ふじぺろりん」を探し出してください!!
多くの目撃情報お待ちしています!!



イベントの参加方法

- 公式アカウント「@yamanashi_shokuiku」をフォロー
- 店舗等でふじぺろりんを見つけたら「#ふじぺろりん #食育推進応援団」を付けてInstagramに投稿
(※ハッシュタグが付いていないものは無効となります。)

【開催期間】 8月1日～9月30日

抽選で20名様にエコバックが当たります!

※当選された方には、【公式】山梨県の食育アカウントよりDM(ダイレクトメッセージ)を送らせていただきます。



食品の自主回収情報がオンラインで確認できます

県では、県内で食品等の自主回収が行われる場合、「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」に掲載し、県民の皆さんへ情報提供していました。食品衛生法と食品表示法が改正され、令和3年6月1日から、全国の食品等事業者が行う食品等の自主回収(リコール)に関する情報を食品衛生申請等システムで確認できるようになりました。



対象となるリコール情報

- 大腸菌による汚染や異物の混入等(食品衛生法違反または違反のおそれ)
- アレルゲンや消費期限、保存の方法等の安全性に関する表示の欠落や誤り(食品表示法違反)

確認できる内容

自主回収される食品等(食品、添加物、器具、容器包装、おもちゃ)について、その商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報が確認できるようになります。

詳しくはこちら ⇒ https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do

食の安全・安心に関する情報は、「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」に掲載しています。

「やまなし 食ポータル」で検索してください。

やまなし 食ポータル

検索

消費生活情報誌

かいじ号

令和3年 夏号 No.141

暮らしに役立つ!!

食品ロスをなくそう!
やまなし食ロス3ゼロ運動に取り組みましょう!

令和3年3月に「山梨県食品ロス削減推進計画」が策定されました。山梨県では、県民の皆様や各事業者、行政が一体となって取り組んでいけるように、3つのゼロを目標に食品ロスの削減を推進します。

やまなし食ロス3ゼロ運動

食べきろう 使いきろう 届けよう

料理はおいしく食べよう

食べ残しのもったいない “0(ゼロ)”

家庭

食べられる分だけ注文、食べられる分だけ作る、残ったらリメイクでおいしく

事業者

顧客のニーズに合わせた量に調整・販売、持ち帰り対応、3010運動の推進

食材は無駄なく使いきろう

食材のもったいない “0(ゼロ)”

家庭

食材を無駄にしない調理、食べられる量を購入、買い物前に在庫を確認

事業者

食材を無駄にしない調理、値引き等で売り切り、賞味期限の延長・年月表示、過剰生産の抑制、家畜の飼料化

使わない食品は届けよう

未利用食品のもったいない “0(ゼロ)”

家庭

食べない食品を確認、フードドライブ活動へ参加・寄付

事業者

フードドライブ活動の実施、フードバンクや子ども食堂などへ寄付

※フードドライブとは家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動のことです。

かんしょくま



やまなし食品ロス
削減推進マスコット

例えばこんな取り組みも…

●スーパーの棚の商品は手前から取る

消費期限や賞味期限が過ぎて売れ残ると廃棄され食品ロスになってしまいます。
賞味期限は「おいしいめやす」です。期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

食品ロスを削減するためには消費者、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むことが重要です。出来ることから取り組みをはじめてみましょう。

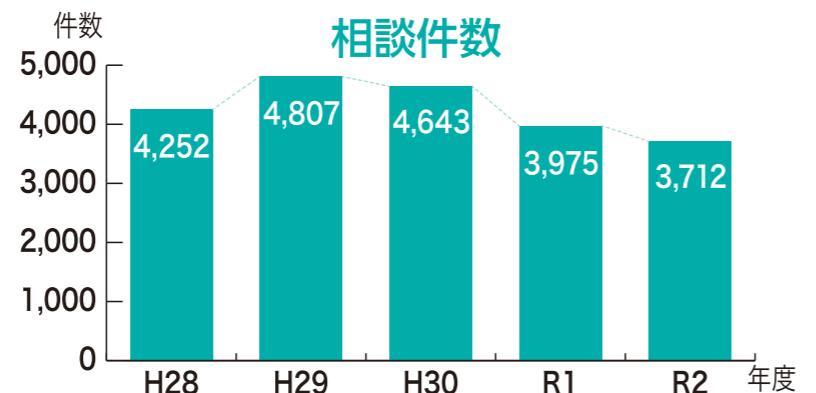
令和2年度消費生活相談の状況

過去5年間の相談件数の推移

令和2年度中に県民生活センターには3,712件の消費生活相談が寄せられました。

令和元年度に比べ263件減少しています。

はがきによる架空請求などの相談は大幅に減少し、インターネット通信販売によるトラブルに関する相談が増加しています。



商品・役務(サービス)別相談件数

相談の対象となった商品と役務(サービス)の件数は、商品に関する相談は1,801件、役務(サービス)に関する相談は1,727件、他の相談は184件でした。

特に

- SNSの広告を見てお試しと思い購入した健康食品や化粧品などが定期購入契約だった
- SNSで知り合った人から副業を紹介されたが全く儲からなかった
- SNSでやりとりしていた人から別サイトへ勧められ、登録時に高額な登録料を請求された、などといったSNSをきっかけにした相談が増加しています!!

項目別上位5位の相談

順位	項目	件数 (割合)	内容
1	商品一般	373件 (10.0%)	不審なはがきによる架空請求、目的の分からぬ不審な電話など
2	放送・コンテンツ等	318件 (8.6%)	サイト利用料の架空請求、SNS・出会い系サイト・オンラインゲームのトラブルなど
3	健康食品	198件 (5.3%)	健康食品の定期購入の解約、販売方法、広告など
4	相談その他	175件 (4.7%)	個人間トラブル、売買契約のないもの
5	融資サービス	163件 (4.3%)	消費者ローン、住宅ローン、カードローン、ヤミ金、多重債務など

※国民生活センターのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の分類による。

気付けよう！要注意事例

宅配事業者や携帯電話会社をかたるメールにご用心

- ①「荷物をお届けしましたが不在でしたので、持ち帰りました。」などとショートメッセージがあり、URLが表示されていた。
- ②携帯電話会社名で「あなたのIDに不正ログインがありました。すぐに下記URLから確認してください。」とメッセージがあった。

アドバイス 不要なアプリをインストールさせられたり、不正決済に利用されたりする危険性があるので、URLを安易にアクセスしてはいけません。



これって点検商法?!突然の訪問にご用心

①訪問販売による屋根のリフォーム工事

「近所で工事をしていたらお宅の屋根が傷んでいたのが見えた。すぐに修理しないと危ない。」などと親切を装った見知らぬ業者が突然訪問してきたので、不安から工事を依頼してしまったが、工事が難で解約したい。



②訪問販売による高額商品の購入

「消火器の点検にきた」と業者が訪問てきて、「使用期限が切れている」と新しい消火器を買わされたが高額だった。

アドバイス 突然見知らぬ業者に訪問されて、必要のない修理や高額な商品の購入を勧められてもすぐに契約しないようにしましょう。

無料

✿ご活用ください！ 「出前講座」 ✿

✿出前講座は、各種学校や高齢者・見守り関係者、教職員等が対象です。

講座の内容・時間など、相談しながらプランニングしていきます。

消費生活の講座内容の例

- ★契約の基礎知識と契約トラブル
- ★クーリング・オフ制度(適用条件と手続き)
- ★悪質商法・消費者トラブルの事例と対処法
- ★スマートフォンなどのインターネットトラブル
- ★エシカル消費・SDGs・地産地消・食品ロス など



✿出前講座を通して、

- ◎当センターの役割や最近の消費者トラブルの事例と対処法を知っていただき、被害にあわない、被害を拡大させないことを学びます。(被害を取り戻すことができる可能性もあります。)
- ◎元気な高齢者の方々には、地域の高齢者の見守りをお願いしています。いち早く変化に気づいて、声を掛け合い、専門機関につなぐことで、消費者トラブルを町ぐるみ・地域ぐるみで防止することができます。
- ◎消費者が主役となり、安心・安全なくらしのために消費者市民社会の一員として行動することの大切さをることができます。

✿オンラインによる出前講座も開催することができます。

詳しくは、お問い合わせください。(お問い合わせ先:055-223-1571)



消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。
相談員が自主交渉の方法や解決策について助言します。
一人で悩まず気軽に相談を。

県民生活センター ☎055-235-8455
〔地方相談室〕 ☎0554-45-5038
消費者ホットライン ☎188(いやや)